

公立学校職員の給料等の支給に関する規則及び香川県教育委員会事務局等職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第11号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則及び香川県教育委員会事務局等職員倫理規則の一部を改正する規則
(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 78,400円</p> <p>(2) 条例第22条第1項第1号に規定する校長(前号に掲げるものを除く。) 68,600円</p> <p>(3) 条例第22条第1項第1号に規定する教頭 55,500円</p> <p>(4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 74,700円</p> <p>(5) 条例第22条第1項第2号に規定する校長(前号に掲げるものを除く。) 65,300円</p> <p>(6) 条例第22条第1項第2号に規定する教頭 52,700円</p> <p>(7) 条例第22条第1項第3号に規定する教諭 33,900円</p> <p>2 条例第22条第1項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める教頭は、次に掲げる教頭とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、条例第24条の2の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、条例第23条第1項第1号の規定による特殊勤務手当は支給しない。</p>	<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 管理職手当の月額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1号及び第2号に掲げる校長にあっては、給料月額に100分の14(人事委員会に協議して教育委員会が定める校長にあっては、100分の16)を乗じて得た額</p> <p>(2) 条例第22条第1号及び第2号に掲げる教頭にあっては、給料月額に100分の12(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号。次号において「特別措置条例」という。))第3条の規定により教職調整額が支給される職員にあっては、100分の8)を乗じて得た額</p> <p>(3) 条例第22条第3号に掲げる特別支援学校の教諭にあっては、給料月額に100分の10(特別措置条例第3条の規定により教職調整額が支給される職員にあっては、100分の8)を乗じて得た額</p> <p>2 条例第22条第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める教頭は、次に掲げる教頭とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第22条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、条例第24条の2の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、条例第23条第1項第1号の規定による特殊勤務手当は支給しない。</p>

(香川県教育委員会事務局等職員倫理規則の一部改正)

第2条 香川県教育委員会事務局等職員倫理規則(平成13年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員)</p> <p>第12条 条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員は、<u>給料の特別調整額に関する規則(昭和28年香川県人事委員会規則第6号)別表第1に掲げる職(同表の区分欄に定める区分が5種から9種までにある職に限る。)</u>にある職員及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員とする。</p>	<p>(条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員)</p> <p>第12条 条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員は、<u>給料の特別調整額表に関する規則(昭和28年香川県人事委員会規則第6号)別表に定める職(同表に定める支給割合が100分の16以下である職に限る。)</u>にある職員及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第22条に規定する管理職手当の支給を受ける職員とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第22条第1項の規定により管理職手当を支給する職員のうち、第1条の規定による改正後の公立学校職員の給料等の支給に関する規則(以下「新規則」という。)第20条第1項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成20年3月31日までの間は、当該管理職手当の月額のほか、当該管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。この場合において、当該額は、知事等の給与等の特例に関する条例(平成18年香川県条例第4号)第3条第5項の規定が適用されないものとした場合に得られる額とする。
 - (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分職員(旧区分(同日において占めていた職に係る第1条の規定による改正前の公立学校職員の給料等の支給に関する規則第20条第1項に規定する支給割合に応じて附則別表第1に定める区分をいう。以下同じ。))に相当する新区分(新規則第20条第1項各号に定める額に応じて附則別表第2の区分欄に掲げる区分をいう。以下同じ。)に対応する同表の職欄に定める職を占める職員をいう。) 同日にその者が受けていた管理職手当の月額
 - (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員(旧区分より低い区分に相当する新区分に対応する附則別表第2の職欄に定める職を占める職員をいう。) 同日に当該旧区分より低い区分で当該職に対応する新区分に相当するものに応じた支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額
 - (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもの 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分で現にその者が占める職に対応する新区分に相当するものに応じた支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額

- (4) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (5) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会が定める額

附則別表第1

支給割合	区分
100分の16	1種
100分の14	2種
100分の12	3種
100分の8	4種

附則別表第2

額	区分	職
78,400円	1種	新規則第20条第1項第1号に掲げる職
68,600円	2種	新規則第20条第1項第2号に掲げる職
55,500円	3種	新規則第20条第1項第3号に掲げる職
74,700円	1種	新規則第20条第1項第4号に掲げる職
65,300円	2種	新規則第20条第1項第5号に掲げる職
52,700円	3種	新規則第20条第1項第6号に掲げる職
33,900円	4種	新規則第20条第1項第7号に掲げる職